

償却資産(固定資産税)のご案内

◎ 償却資産とは何ですか？

固定資産税は、土地、家屋、償却資産を総称した税目です。
償却資産は、土地や家屋以外の事業用資産のことです。

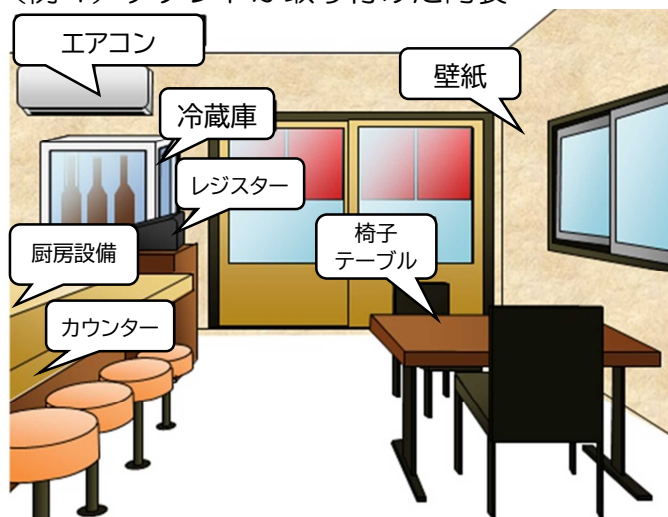


◎ 償却資産の対象になるものは何ですか？

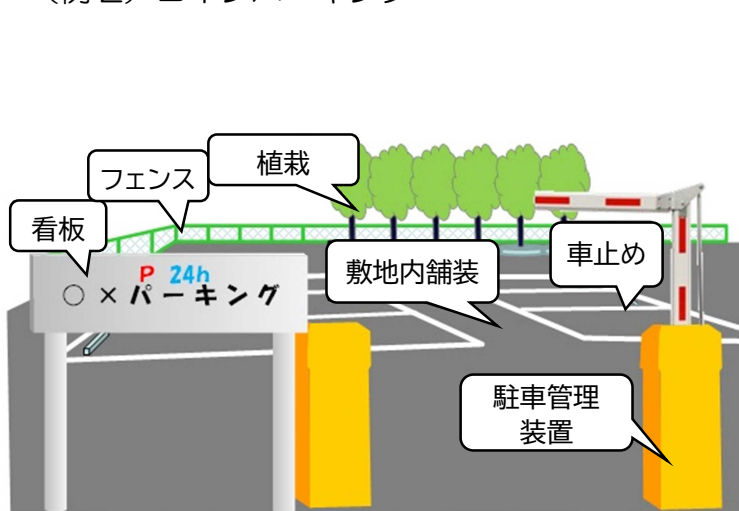
1月1日(賦課期日)現在で、事業活動のために所有している構築物、機械、器具などの資産です。

◎ 課税対象となる償却資産(例)

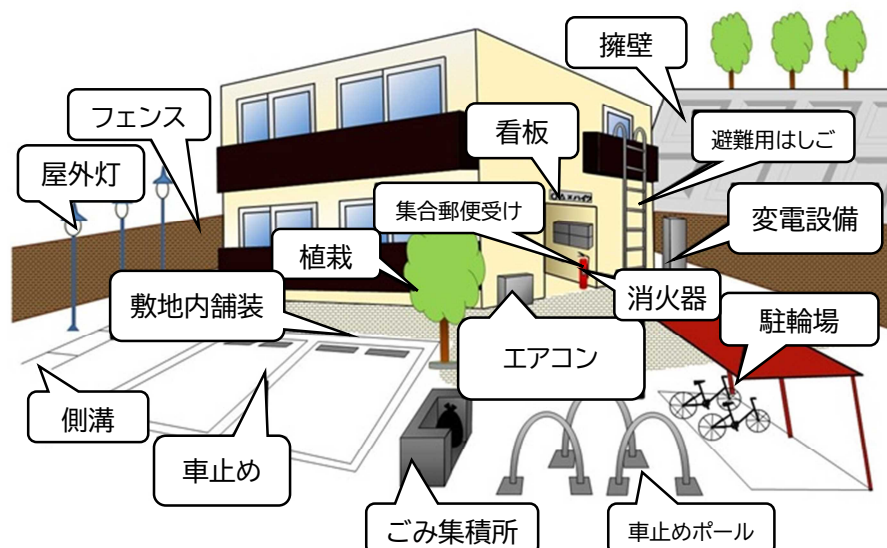
(例1) テナントが取り付けた内装



(例2) コインパーキング



(例3) 賃貸住宅(アパート)



飯能市役所
総務部 資産税課
家屋・償却資産担当

〒357-8501
飯能市大字双柳 1 番地の 1
電話 042-973-2111
FAX 042-973-2120
E-MAIL sisanzei@city.hanno.lg.jp

※裏面(よくあるご質問)をご覧ください。

??よくあるご質問??

☑ なぜ申告しないといけないのですか？

償却資産は、土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、毎年申告をお願いしています。

地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の資産を所在する市町村に申告する義務があります。

☑ 該当する資産がありませんが、それでも申告しなければいけないのですか？

該当する資産がない場合でも申告をお願いします。

その際には、備考欄等に「該当資産なし」として申告をお願いします。

☑ 所有する償却資産の合計額が免税点未満の場合でも申告する必要がありますか？

免税点未満（課税標準額が 150 万円に満たない場合）でも、1 月 1 日現在（賦課期日）に償却資産を所有している限り申告が必要です。

☑ 法人税・所得税が非課税ですが、償却資産の申告はしなければいけないのですか？

地方税法第 348 条の規定で固定資産税（償却資産）が非課税とされない限り償却資産は課税対象となりますので、償却資産の申告義務があります。

☑ 少額資産は償却資産の申告の対象となりますか？

次に該当する資産は、申告の対象とはなりません。

- ・耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の資産について、その金額が税務会計上一時に損金または必要経費に算入されるもの。
- ・取得価額が 20 万円未満の資産について、その金額が税務会計上 3 年間に分けて一括償却（一括償却資産の損金算入）されるもの。

※ ただし、次に該当する資産は申告の対象となります。

- ・30 万円未満の資産で租税特別措置法（第 28 条の 2 または第 67 条の 5）の規定により、その金額が一時に損金または必要経費に算入されるもの。

☑ 申告書が送られて来ませんが、申告しなくても良いのですか？

申告用紙は毎年 12 月に申告をいただいたことのある方、または、税務調査等により、市内で事業の開始などが把握できた法人にお送りしています。

申告書の送付は、資産税課までお問い合わせください（飯能市ホームページからダウンロードすることもできます）。

☑ 電子申告に対応していますか？

eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）による電子申告に対応しています。

詳しくは、eLTAX のホームページをご覧ください（eLTAX は無料でご利用いただけます）。

☑ 申告しなかった場合や虚偽の申告をした場合の罰則はあるのですか？

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条に基づく飯能市税条例第 61 条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第 368 条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収される場合がありますので、期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられる場合がありますのでご注意ください。

～ 皆様のご理解とご協力をお願いします ～